

事務連絡
平成29年12月25日

指定児童発達支援事業所設置法人の代表者様

栃木県保健福祉部障害福祉課
福祉サービス事業担当

児童発達支援事業における送迎加算の算定について（通知）

日頃から障害福祉施策の推進に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、標記については、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号）及び関係通知等においてその取扱いが示されているところですが、今年度、栃木県が実施した実地指導において、誤った認識により当該加算を算定している事例が散見されました。

つきましては、当該加算の算定に当たっては下記に留意の上、適正な請求事務を行っていただくようお願いします。

記

1 送迎範囲について

「保育所」又は「幼稚園」と事業所間の送迎は、送迎加算の算定対象とならないこと。

2 過誤調整について

これまでの請求で算定対象とならない事例について当該加算の算定を行っている場合は、支給決定市町に相談の上、過誤調整を行うこと。

福祉サービス事業担当

NTT-TEL 028-623-3059

NTT-FAX 028-623-3052

〈参考〉

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）

別表第1の11

送迎加算

イ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対して行う場合 54単位

ロ 重症心身障害児に対して行う場合 37単位

注

1 イについては、障害児(重症心身障害児を除く。)に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、1のイ又はロを算定している場合は、算定しない。

2 略

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

○送迎加算の取扱い〔第二の(1)⑭〕

通所報酬告示第1の11の送迎加算については、障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 通所報酬告示第1の11のイについては、障害児(重症心身障害児を除く。)に対して、送迎を行った場合に算定する。

ただし、①の(一)又は(二)を算定している場合は、算定できないものであること。

(二) 略

(三) 送迎については、指定児童発達支援事業所等と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。